

2. 公害に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環 境 基 準	
	環境上の条件	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

- (注) 1. 環境基準は工業専用地域・車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子物質とは、大気中に浮遊する粒子物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート (PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

[参考] 環境基準による大気汚染の評価

大気汚染物質	評価区分	環境基準達成状況の判断
二酸化硫黄	短期的評価	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
一酸化炭素	短期的評価	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	短期的評価	1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント	短期的評価	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	—	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

- (注) 1. 短期的評価とは、連続して又は随時に行った測定結果を評価するもので、測定を行った日又は時間について評価する。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
2. 長期的評価(光化学オキシダントを除く。)とは、年間にわたる測定結果を評価するもので、1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2パーセントの範囲内にあるものを除外して評価を行う。
3. 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98パーセントに相当するものについて評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える1日平均値は用いない。また、年間測定時間が6,000時間未満の測定局は評価対象としない。

(2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環 境 基 準	
	環境上の条件	
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月20日 環境省告示第4号

- (注) 1. 環境基準は工業専用地域・車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係わるものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
3. ベンゼン等の大気環境濃度の状態を環境基準に照らし評価する場合は、測定方法、測定地点等(有害大気汚染物質モニタリング指針による)により、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行うものとする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

昭和46年12月28日環境省告示第59号

改正 平成21年11月30日環境庁告示第78号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
		1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下

(注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンは最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、公定法により測定された硝酸イオン濃度に換算係数0.2259を乗じたものと公定法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		pH 水素イオン 濃度	BOD 生物化学的 酸素要求量	SS 浮遊物質量	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然 環境保全および A 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴およ び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級および C 以 下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産 3 級、工業 用水 1 級および D 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
D	工業用水 2 級、 農業用水および E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	-
E	工業用水 3 級、 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/l 以上	-

備考 1. 基準値は日平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）

3. 年間での環境基準達成の評価は、各項目について次の値を用いる。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- pH - 年間測定値の最大値及び最小値
 BOD及びCOD - 年間測定値の75%値
 SS及びDO - 年間測定値の平均値

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 2 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級 コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

<参考>本市河川の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備 考
釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流)	B	□	昭和47年4月1日 北海道告示第1093号
釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流)	E	□	北海道告示第820号(平成13年5月7日)一部改正
阿寒川下流 (舌辛川合流点から下流)	B	イ	
別途前川(全域)	E	ハ	昭和48年3月15日 北海道告示第642号

(注) 達成期間の分類

- イ 直ちに達成
 □ 5年以内で可及的速やかに達成
 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ. 湖沼(天然湖沼および貯水量1,000万m³以上の人工湖)

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		pH 水素イオン 濃度	COD 化学的酸素 要求量	SS 浮遊物質量	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、 自然環境保全および A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2、3級、水産2級 水浴およびB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水産3級、工業用水1 級、農業用水および Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	-
C	工業用水2級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l以上	-

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝の環境保全
2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級 ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級 コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)窒素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下
	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下
	水道 3 級（特殊なもの）及び 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下
	水産 2 種及び 以下の欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下
	水 産 3 種 工 業 用 水 農 業 用 水 環 境 保 全	1mg/l以下	0.1mg/l以下

備 考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種 サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種 ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種 コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<参考>本市湖沼の類型指定状況

対 象 水 域	該当類型	達成期間	備 考
春 採 湖（全 域）	湖沼 B	ハ ハ	昭和59年11月29日 北海道告示第2062号
阿 寒 湖（全 域）		イ	昭和61年1月13日 北海道告示第44号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成 ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ．海域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		p H	C O D	D O	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全および B 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	-	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	-	-

備 考 水産 1 級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100ml 以下とする。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級 ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 騒音に係る基準

騒音に係る環境基準（平成11年4月1日北海道告示第532号）

ア．道路に面する地域以外の地域（一般地域）

（単位 デシベル）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6～22時	夜間 22～翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55以下	45以下
B	第2種区域（A類型の地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く。）	60以下	50以下

イ．道路に面する地域

（単位 デシベル）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6～22時	夜間 22～翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	65以下	60以下
B	第2種区域（A類型の地域を除く。）	2車線以上		
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く。）	1車線以上		

（注）この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（単位 デシベル）

基準値		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下。）によることができる。
昼間 6～22時	夜間 22～翌日6時	
70以下	65以下	

- （注）1 基準値は等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）
2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付環大企第257号）で次のとおり定められています。
(1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等。
(2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル
・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

ウ．航空機騒音に係る環境基準（昭和50年3月31日 北海道告示第949号）

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
	70 以下
	75 以下

- （注）1 . を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、 を当てはめる地域は、 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
2 . $WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$
 $dB(A)$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものを行い、Nとは、午前0から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

自動車騒音に係る要請限度（平成12年3月2日 総理府令第15号）（単位 デシベル）

区 域 の 区 分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65以下	55以下
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70以下	65以下
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75以下	70以下

（注）幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

要 請 限 度		2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20メートルまでの範囲をいう。
昼 間	夜 間	
75以下	70以下	

（平成12年3月31日 北海道告示第522号）

都道府県知事が定める区域の区分	
A区域	昭和63年北海道告示第315号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
B区域	指定地域のうち、第2種区域（A区域として定める地域を除く。）
C区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域（工業専用地域を除く。）

（５）振動に係る基準

道路交通振動に係る要請限度（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

（単位 デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 8～19時	夜 間 19～翌日8時
第 1 種 区 域	65以下	60以下
第 2 種 区 域	70以下	65以下

備 考 時間及び区域については、昭和53年3月29日北海道告示第786号による。

（注）第1種区域、第2種区域とは、振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として、次のように区分されている。

- 第1種区域～良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 第2種区域～住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

（６）地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成21年11月30日環境庁告示第78号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下

備 考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された酸性

イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(7) 土壌の汚染に係る環境基準

平成10年4月24日環境庁告示第21号

改正 平成22年6月16日環境省告示第37号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 l につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 l につき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 l につき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき0.002mg以下であること。
1,2 - ジクロロエタン	検液 1 l につき0.004mg以下であること。
1,1 - ジクロロエチレン	検液 1 l につき0.02 mg 以下であること。
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	検液 1 l につき0.04mg以下であること。
1,1,1 - トリクロロエタン	検液 1 l につき1mg以下であること。
1,1,2 - トリクロロエタン	検液 1 l につき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき0.01mg以下であること。
1,3 - ジクロロプロペン	検液 1 l につき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 l につき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 l につき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 l につき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき0.8mg以下であること。
ぼう素	検液 1 l につき1mg以下であること。

備 考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準
(平成11年12月27日 環境庁告示第68号、水質については、平成14年7月22日環境省告示第46号により改正)

- 1 . 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 . 1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 . 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 . 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 . 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 . 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

媒 体	基 準 値	測定方法
大 気	0.6pg - TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	1pg - TEQ/ l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg - TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg - TEQ/g以下	土壌中に含まれるソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム

備 考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気、水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ / g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。
- 4 ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めてダイオキシン類と定義している。